

指定特定相談支援事業所間一体的管理運営のための協定書(案)

日本相談支援専門員協会では、指定特定相談支援事業所間一体的管理運営のための協定書(案)(機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)に適応するもの)を、以下の通知等を基に作成しました。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)

- ☆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。)別表の1の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準
- ☆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)の具体的運用方針
- ☆ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aには、以下のように示されています。

(基本報酬)

- (1) 協働体制を確保すべき事業所間で締結すべき協定の事項は何か。
- (2) 協定の締結先に同一法人の事業所を含めることは可能か。

(答)

- (1) 以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。
- (2) ここでいう協定とは、事業所間における取り決めのことをいい、事業所間相互の体制構築について確認し、書面により保管することを趣旨とするものであることから、協定の締結先に同一法人の事業所を含めることは可能である。なお、「協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間」については、他法人の事業所と協定を締結する際に協定事項とすることを想定した事項であり、同一法人内の事業所のみで取り決めるまでもない場合は不要である。

協定を策定するうえで、NSK(案)を活用する上での留意事項

- ☆ あくまでNSK案ですので、所管の自治体とよく話し合ってください。
- ☆ NSKでは、協定の目的は加算のためではなく地域の相談支援体制の整備、質の高い支援の提供と考えています。策定にあたっては、事業所間でよく話し合っていたいただきたいと思えます。
- ☆ 案では3事業所で協定を締結していますが、2事業所以上であればOKです。
- ☆ 第6条は、一体的管理の意味を明確にするため、詳細に記載しています。また、ここでは、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)を満たすための内容を記載していますので、(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)であればその内容に合わせて記載してください。
- ☆ 案では、法令遵守のため、協定書に機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)を満たすた

めの通知等の添付資料をつけています。

指定特定相談支援事業所間一体的管理運営のための協定書（案）

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）に基づき、指定特定相談支援事業所間で一体的な管理運営を行うことで、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、地域全体で本人の意思を中心に据えた質の高いマネジメントを提供することを目的とする。

（名称）

第2条 一体的な管理運営を行うための共同体を組織して、その名称は、A事業所、B事業所、C事業所共同体と称する。

（成立の時期及び解散の時期）

第3条 当共同体は、令和3年4月1日に成立し、その存続期間は、令和4年3月31日までとする。

2 第1項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の所在地及び名称）

第4条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

法人名 A法人

事業所 A事業所

所在地

法人名 B法人

事業所 B事業所

所在地

法人名 C法人

事業所 C事業所

（運営委員会）

第5条 当共同体は、構成員全員による運営委員会を設け、必要事項を決定する。

2 運営委員会は、障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示180号）（以下、厚生労働大臣が定める基準）の要件を満たしているかについて、定期的（月1回）に確認を行う。

（一体的管理運営）

第6条 当共同体は、一体的な管理運営について、厚生労働大臣が定める基準及び、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項を遵守する。

2 当共同体は、各々の指定特定相談支援事業所の運営規程、重要事項説明書等に一体的な管理運営を行っている旨記載する。

3 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同で実施するとともに、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（週1回）に開催する。

4 当共同体は、24時間の連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保する。

5 当共同体は、新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任

研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施する。

6 当共同体は、基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供する。

7 当共同体は、基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加する。

8 当共同体は、各々の指定特定相談支援事業所の運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定める。

9 当共同体は、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上（うち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了している）配置する。

10 当共同体は、各々の指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置する。

11 当共同体は、各々の指定特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数を40未満とする。

12 当共同体は、各々の指定特定相談支援事業所が災害等で運営が困難になった際には、協力して支援する。

（構成員の責任）

第7条 当共同体の構成員は、各々が運営規程に則り運営するとともに、一体的管理運営の実施に関しては、連帯して責任を負うものとする。

2 構成員は、相談支援体制の充実に努めるものとする。

（年度途中の退会）

第8条 当共同体の構成員は、構成員全員の承認がなければ、年度途中の退会を認めない。

2 構成員が、本会の目的に反する行動をしたとき又は本共同体の名誉を傷つけたときは、退会を求めることができる。

3 構成員は、体制を変更した場合は、すみやかに当該自治体に連絡の上、変更届を提出する。

（個人情報保護）

第9条 当共同体の構成員は、従業者と個人情報保護に関する契約を結ぶ。

2 従事者及び従事者であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報について、法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

3 当共同体における一体的な管理運営における個人情報の保護についても、上記と同様の取り扱いとして、構成員は、従業者に対して個人情報の保護の遵守を求めるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第10条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり 指定特定相談支援事業所間一体的管理運営のための協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和3年4月1日

構成員	{	所在地		
		名称	A 法人	
		代表者氏名		印
構成員	{	所在地		
		名称	B 法人	
		代表者氏名		印
構成員	{	所在地		
		名称	C 法人	
		代表者氏名		印

【添付資料】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

イ 機能強化型サービス利用支援費(I)及び機能強化型継続サービス利用支援費 (I)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 他の指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催していること。
 - (二) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
 - (三) 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員（指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）に対し、相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
 - (四) 基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)を提供していること。
 - (五) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
 - (六) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十六号)第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。
 - (七) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
 - (八) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。
 - (九) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数（算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数をいう。(2)において同じ。)が四十未満であること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的な運用方針

厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。

ア 機能強化型サービス利用支援費（I）について

（ア）（1）関係

一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければならないこと。また、当該報酬については、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。

A 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。

B 厚生労働大臣が定める基準第1号イの(1)の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること。

C 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。

（イ）（1）の(一)関係

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

A 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

（A）現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針

（B）過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策

（C）地域における事業者や活用できる社会資源の状況

（d）保健医療及び福祉に関する諸制度

（e）アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術

（f）利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針

（g）その他必要な事項

B 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。

C 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。なお、一体的に管理運営を行う事業所であってア(ア)Cに定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。

（ウ）（1）の(二)関係

24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能である。

（エ）（1）の(三)関係

相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を修了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な

指導を行う必要がある。

(オ) (1)の四関係

機能強化型サービス利用支援費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。

(カ) (1)の六関係

一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、指定基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。

(キ) (1)の七関係

当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3 名（現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 3 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

(ク) (1)の八関係

当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していること。

(ケ) (1)の九関係

取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ 40 件未満であること。また、取扱件数は、1 月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前 6 月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前 6 月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。